

九州電力からオール電化に関するご案内

エコキュートの 対象機種導入で

オール電化を
ご検討の方に
朗報!!

最大17万円^[1台あたり]の

補助が受けられる可能性があります!

※給湯省エネ2025事業の適用には条件があります。対象機種に該当しない場合や対象機器を設置する住宅の所有者でない場合等、補助の対象とならない場合があります。条件および詳細はホームページを確認ください。(https://kyutou-shoene2025.meti.go.jp/)

※適用可能な場合でも、補助事業予算の上限到達次第終了する場合がありますので予めご了承ください。

※補助金額17万円については、電気温水器を撤去する場合の補助金を含みます。

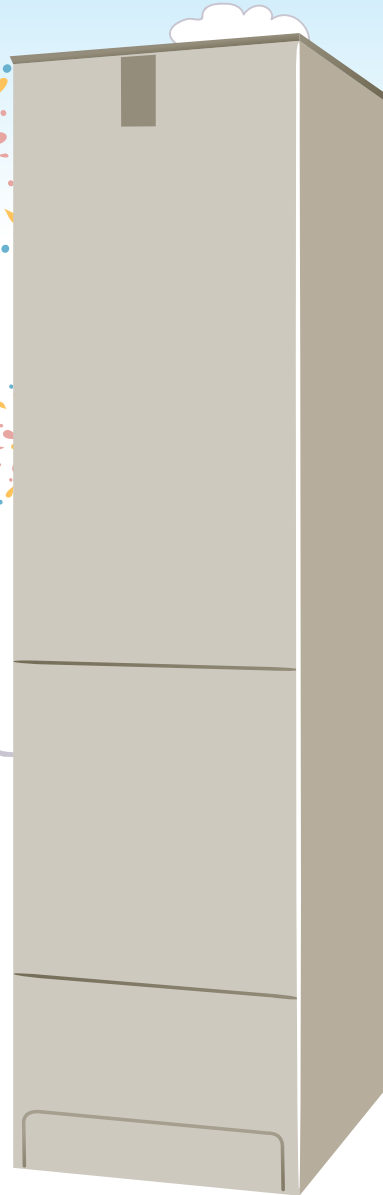
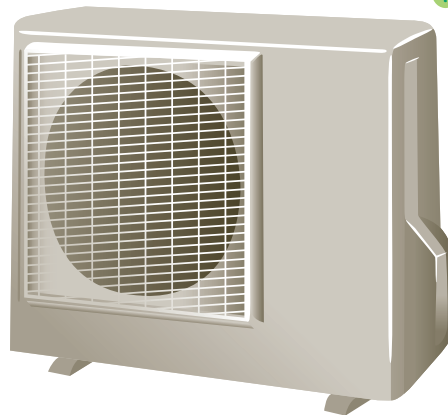
経済産業省

給湯省エネ2025事業

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー
推進事業費補助金

住宅省エネ2024キャンペーン

給湯省エネ2024事業 後継事業



少しでもご興味のある方は、
お気軽にお問合せ下さい♪

お早めに

〔お問合せ〕



九州電力

九州電力株式会社 福岡支店営業部

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

TEL: 092-733-6508

受付時間

9:00~17:00(土日除く)

対象期間



お問い合わせはお早めに！



2024年11月22日以降の着工分から
予算上限に達するまで(遅くとも2025年12月31日まで)

それぞれの性能要件を満たし、補助対象製品として登録されたものが補助対象になります。

※中古品など補助の対象とならない機器や工事については給湯省エネ2025事業のホームページをご確認ください。

■エコキュート基本要件・加算要件・補助額

基 本		省エネ法上のトップランナー制度において、 2025年度目標基準値以上の性能を備えた「エコキュート」 または「おひさまエコキュート」であること	6万円/台
補助額エコキュート	A要件	インターネットに接続可能な機種で、翌日の天気予報や 日射量予報に連動することで、昼間の時間帯に沸き上げを シフトする機能を有するもの。	+4万円/台
	B要件	補助要件下限の機種と比べて、5%以上CO ₂ 排出量が 少ないものとして、a又はbに該当するもの。 (a.2025年度の目標基準値(JIS C 9220 年間給湯保温効率又は年間給湯効率 (寒冷地含む)) + 0.2以上の性能値を有するもの、又は、b.おひさまエコキュート)	+6万円/台
	A要件+B要件		+7万円/台



基本要件を満たす
エコキュートの設置に
合わせて下記機器を
撤去する場合加算

電気温水器

4万円/台

補助対象者

以下の①～③を満たす方が補助対象者となります。

①対象機器を設置する住宅の所有者等である

※住宅の所有者であっても、販売目的で住宅を所有する新築分譲事業者および買取再販事業者は対象になりません。



住宅の所有者等	・住宅を所有する個人またはその家族 ・賃借人	・住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人 ・共同住宅等の管理組合・管理組合法人
---------	---------------------------	---

②給湯省エネ事業者※1と契約※2を締結し、以下①～④のいずれかの方法により、本事業の対象設備である高効率給湯器(対象機器)を導入する

- ①新築注文住宅に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約※3】
- ②対象機器が設置された新築分譲住宅(戸建または共同住宅等)を購入する方法【不動産売買契約】
- ③リフォーム時に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約※3】
- ④既存給湯器から対象機器への交換設置を条件とする既存住宅※4(戸建または共同住宅等)を購入する方法【不動産売買契約】

※1 給湯省エネ事業者は、住宅省エネ2025キャンペーンの住宅省エネ支援事業者に登録し、本事業に参加を申告することで登録されます。

※2 いずれも【 】内の契約書の提出が必要になります。

※3 建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む契約であれば、発注書・請書、売買契約でも構いません。

※4 未使用の対象機器が設置されていても、既存住宅の購入は補助対象になりません。

③対象機器を導入する補助対象者(共同事業者)が個人である場合、共同事業実施規約において、以下のいずれかの方法により、J-クレジット制度に参加することへの意思を表明していること

- a)事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体に入会予定
- b)地方公共団体・民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済み

※J-クレジット制度への参加に関する詳細は給湯省エネ2025事業のホームページをご確認ください。

事業スキーム



間接補助事業者(販売者)から消費者に支払い

※申請手続きは、消費者等と契約の締結等を行った民間企業等が行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を消費者等に還元する。



※給湯省エネ2025事業の適用には条件があります。対象機種に該当しない場合や、対象機器を設置する住宅の所有者でない場合等、補助の対象とならない場合があるため、条件および詳細はホームページを確認ください(<https://kyutou-shoene2025.meti.go.jp/>)

※適用可能な場合でも、補助事業予算の上限到達次第終了する場合がありますので予めご了承ください。